

令和6年度 香川県奨学のための給付金制度のご案内（本科生等）

【県内の高等学校等に入学した生徒・保護者の皆様へ】

1. 奨学のための給付金制度とは

生活保護受給世帯または道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯の授業料以外の教育費負担の軽減を目的とした、返済不要の給付金です。支給を受けるには、毎年度申請が必要です。

2. 対象となる方

基準日に、次の①～③すべての要件を満たしている世帯が対象です。

※基準日は、令和6年7月1日（令和6年7月2日以降に高等学校等に入学した高校生等は、入学日）です。

① 保護者等（親権者）が香川県内に住所があること

※保護者等が香川県以外に住所を有している場合、お住まいの都道府県にお問い合わせください。

② 生活保護（生業扶助）受給世帯または保護者等（親権者）全員の令和6年度道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税（0円）の世帯であること

※保護者が父母である場合、どちらも非課税であることが必要です。

③ 生徒が高等学校等就学支援金の対象校（特別支援学校高等部を除く）に在学し、かつ、高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有していること

※基準日に休学している場合は、「6 お問い合わせ先」へ事前にご相談ください。

※高等学校等就学支援金の対象校（特別支援学校高等部を除く）とは、次の学校です。

高等学校、中等教育学校後期課程、高等専門学校、専修学校高等課程、専修学校一般課程または各種学校であって国家資格者養成施設（理容師、美容師、准看護師、調理師、製菓衛生士の養成施設（所））の認定を受けているものなど。

【注】次の場合は対象外です。

- ・保護者等の一人が賦課期日に海外に在住し、令和6年度道府県民税所得割及び市町村民税所得割がわからない。
- ・高等学校等就学支援金の対象校（3年制以上）を既に卒業または修了している。
- ・児童福祉法により見学旅行費または特別育成費が支給されている。

3. 給付額

一人あたりの給付額（年額）は4、5ページで確認してください。

4. 申請期限

第1回目締切り：令和6年 9月30日

※できるだけ、この締切りに間に合うように提出してください。

※県内の学校に在学し、学校を通して県へ提出する場合は、学校の指示に従ってください。

第2回目締切り：令和6年11月30日（消印有効）

※秋入学の方、1回目の締切りに間に合わなかった方は、この締切りまでに提出してください。

※令和6年11月または12月中に入学した方は、令和6年12月31日（消印有効）までに提出してください。

※令和7年1月以降入学者は、今年度の制度の対象外です。

5. 申請方法

次の書類を、在学する学校へ提出してください。

※「6. お問い合わせ先」へ直接提出することもできますが、その場合は、在学証明書を追加で提出してください。

※様式は、在学する学校、下記HP、または「6. お問い合わせ先」で入手してください。

(<https://www.pref.kagawa.lg.jp/somugakuji/sigaku/keigen/shogakukyuhukin.html>)

世帯区分	生活保護 (生業扶助) 受給世帯	保護者等全員の道府県民税所得割及び 市町村民税所得割が0円の世帯		
		通信制	全日制・定時制	
			第1子	第2子以降
給付額 (上段は国公立、下段は私立)	32,300円 52,600円	50,500円 52,100円	122,100円 142,600円	143,700円 152,000円
①香川県奨学のための給付金対象及び給付額確認シート【提出用】	○	○	○	○
②香川県奨学のための給付金受給申請書(第1号の1様式)	○	○	○	○
③振込口座届(第2号様式) ※申請者名義の口座に限ります。	○	○	○	○
④通帳のコピー(金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義が確認できるページ)	○	○	○	○
⑤生活保護(生業扶助)受給証明書 ※福祉事務所が7/1以降に発行し、「生業扶助」の記載があるもの。コピー不可。	○			
⑥保護者等全員の令和6年度課税証明書等 ※課税証明書、特別徴収税額決定通知書、納税通知書など。原則コピー不可。複数申請する場合は、いずれか一つに原本を添付し、その他はコピーで可。その場合、コピーの余白に原本の提出先(学校名など)を記入してください。		○	○	○
⑦扶養誓約書(要領第1号様式) ※対象生徒及び15歳以上(中学生を除く。)23歳未満の兄弟姉妹について、7/1時点の扶養状況を記入してください。				○
⑧在学証明書(第3号様式)	(「6. お問い合わせ先」に直接提出する場合のみ必要)			

保護者等全員(控除対象配偶者を含む。)のものを提出してください。

【注】上記①～④の書類は全員提出してください。⑤～⑧の書類は対象者のみ提出が必要です。

6. お問い合わせ先

国公立	県教育委員会事務局 高校教育課 総務・修学支援グループ 〒760-8582 高松市天神前6-1 TEL (087) 832-3754
私立	県総務部総務学事課 私学グループ 〒760-8570 高松市番町四丁目1-10 TEL (087) 832-3058

7. その他

- ・「15 歳(中学生を除く)以上 23 歳未満の世帯に扶養されている兄弟姉妹」の扶養されている状態は扶養誓約書により確認します。
- ・審査結果(支給の有無、給付額)は、第 1 回目締め切りまでに提出された方は、12 月頃までに、第 2 回目締め切りまでに提出された方は、2 月頃までに、申請者に文書を郵送してお知らせします。
- ・支給が決定された場合は、第 1 回目締め切りまでに提出された方は、年内(予定)に、第 2 回目締め切りまで提出された方は、2 月頃までに、指定口座に振り込みます。
- ・事実と異なる内容の申請により支給を受けた場合は、即時返還と加算金が課せられます。

◆申請書を提出する前に◆

申請書を提出する前に以下のチェックリストによりもう一度確認してください。記入漏れ、書類の不足等がある場合、申請が受け付けられない又は給付金の支給ができなくなる場合があります。

チェックリスト

生活保護受給世帯の場合

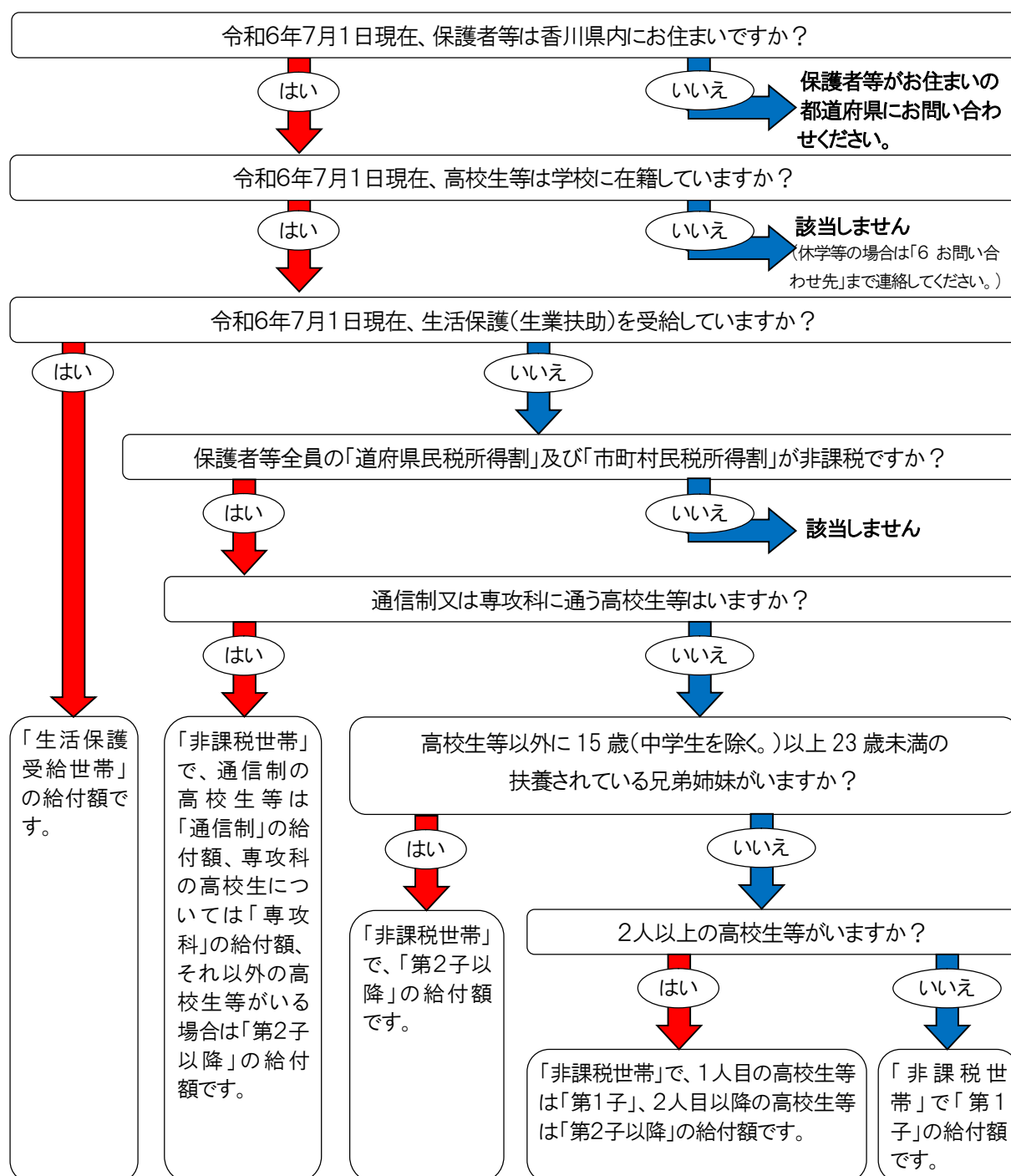
- ☐ 申請書及び振込口座届に記入漏れ、記入誤りはありませんか。
- ☐ 申請書の【0. はじめに】の内容を確認し全ての□に(✓)チェックをしていますか。
- ☐ 申請書の【5. 誓約事項】について(✓)チェック及び「申請者氏名」欄に署名していますか。
- ☐ 口座届の名義は申請者と同じになっていますか。(違う場合振込ができません。)
- ☐ 口座届に記入した口座の通帳の写しを貼付しましたか。
- ☐ 生活保護受給証明書の原本を添付しましたか。証明書の日付は令和6年7月1日以降ですか。
- ☐ 生活保護受給証明書に生業扶助の記載はありますか。
- ☐ 提出が必要な書類は全て揃っていますか。

道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が非課税世帯の場合(生活保護受給世帯以外)

- ☐ 申請書及び振込口座届に記入漏れ、記入誤りはありませんか。
- ☐ 申請書の【0. はじめに】の内容を確認し全ての□に(✓)チェックをしていますか。
- ☐ 申請書の【5. 誓約事項】についてチェック(✓)及び「申請者氏名」欄に署名していますか。
- ☐ 口座届の名義は申請者と同じになっていますか。(違う場合振込ができません。)
- ☐ 口座届に記入した口座の通帳の写しを貼付しましたか。
- ☐ 保護者等全員の令和6年度の道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が確認できる書類(課税証明書等)を添付しましたか。(原則原本。保護者が両親の場合2名分が必要です。控除対象配偶者分も省略できません。)
- ☐ 第2子以降で申請する方は、扶養誓約書を添付しましたか。
- ☐ 扶養誓約書に住所を記入し、署名していますか。
- ☐ 提出が必要な書類は全て揃っていますか。

申請にあたって不明な点等がある場合は、「6. お問い合わせ先」にご連絡ください。

香川県奨学のための給付金対象及び給付額確認シート



	全日制・定時制		通信制		専攻科	
	国公立	私立	国公立	私立	国公立	私立
生活保護受給世帯	32,300円	52,600円	32,300円	52,600円		
非課税世帯(第1子)	122,100円	142,600円	50,500円	52,100円	50,500円	52,100円
非課税世帯(第2子以降)	143,700円	152,000円				

支給パターン例（世帯構成別）

※生活保護（生業扶助）受給世帯については、第1子、第2子以降等にかかわらず、高校生等一人あたり、一律、次の金額を支給します。
 国公立 32,300円 私立52,600円

●高校生等が一人の場合		
例1	 【全日制等】(第1子) 国公立 122,100円 私立 142,600円	
●高校生等以外に、15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されていない兄弟姉妹がいる世帯の場合		
例2	 【全日制等】(第1子) 国公立 122,100円 私立 142,600円	扶養されていない子は、 子の数として算入しません。  扶養されていない
●高校生等が二人以上いる場合		
例3	給付額の増額  【全日制等】(第1子) 国公立 122,100円 私立 142,600円  【全日制等】(第2子以降) 国公立 143,700円 私立 152,000円	・高校生等が双子の場合、兄(姉)を第1子、弟(妹)を第2子としてそれぞれ申請してください。 ・双子に15歳以上(中学生を除く。)23歳未満の扶養されている兄・姉がいる場合は、例6と同じ。
例4	給付額の増額  【通信制・専攻科】 国公立 50,500円 私立 52,100円  【全日制等】(第2子以降) 国公立 143,700円 私立 152,000円	通信制又は専攻科に通う高校生等を含む複数の高校生がいる場合には、<u>年齢の順を問わず、通信制又は専攻科以外の高校生等については、第2子以降の金額になります。</u>
●高校生等以外に、15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯の場合		
例5	給付額の増額  【全日制等】(第2子以降) 国公立 143,700円 私立 152,000円	(第1子:支給なし)  扶養されている
例6	給付額の増額  【全日制等】(第2子以降) 国公立 143,700円 私立 152,000円 給付額の増額  【全日制等】(第2子以降) 国公立 143,700円 私立 152,000円	「奨学のための給付金」の対象にはならないが、 子の数としては算入します。